

○国土交通省告示第千二十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百七十七条第四項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

令和四年九月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第一 構造及び周囲の状況に関し安全上支障がない鉄筋コンクリート造の柱等の基準を定める件

建築基準法施行令第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物（以下「鉄筋コンクリート造の柱等」という。）の構造が、次に掲げる基準に適合するものであること。

- 一 鉄柱であつて、これを支えることができる支線を設けた構造であること。
- 二 高さが九十メートル以下であるものであること。
- 三 平成十二年建設省告示第千四百四十九号第一第二号ロに定めるところによる構造計算並びに同告示第二第一号及び第二号に定めるところによる構造計算に準じた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。この場合において、同告示第二第一号中「広告塔等」とあるのは、「鉄筋コンクリート造の柱等」と読み替えるものとする。

第二 周囲の状況

鉄筋コンクリート造の柱等の周囲の状況が、次に掲げる基準に適合するものであること。

一 山地、原野その他の人が容易に立ち入るおそれがない場所に設けられるものであること。

二 鉄筋コンクリート造の柱等の基礎の部分から周囲の建築物、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十八条第一項若しくは第二項に規定する工作物（平成二十三年国土交通省告示第千二号に規定するものを含む。以下この号において「工作物」という。）、同法第四十二条第一項各号に掲げる道路又は農道その他これに類する公共の用に供する道までの距離が、当該鉄筋コンクリート造の柱等の高さの二倍に相当する距離以上であること。ただし、周囲の工作物の配置その他の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。

附 則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。